

子女養育支援金制度運用規程

第1条（目的）

子女養育支援金制度は、社員のライフステージにおける生活設計の中で、子女の養育および教育費に関する支出が大きな負担となっている状況を鑑み、一定の支援を行うことで、社員が安心して働くことができる環境の構築を目指すものである。

第2条（支給対象となる社員）

子女養育支援金制度の対象者は正社員のみとし、パートタイマー、アルバイト、契約社員、嘱託社員など、正社員以外の従業員には、これを適用しない。

第3条（支給事由および支給額）

子女養育支援金は、所得税法上の被扶養者である子女を有する社員に対し、その養育する子女に以下の各号に定める事由が発生した際、所定の一時金を支給するものである。

出生	200,000 円
小学校入学	200,000 円
中学校入学	100,000 円
高等学校入学	100,000 円
大学・短大・専門学校入学	200,000 円

第4条（支給時期および方法）

1. 子女養育支援金の支給時期は以下のとおりとする。

第3条第 1 号の事由による場合	出生の届出がなされてから 1 ヶ月以内
第3条第 2 号乃至第 5 号の事由による場合	その事由が発生する直前の 3 月
第3条第 6 号の事由による場合	進学の届出がなされてから 1 ヶ月以内

2. 第3条第 1 号については、高等学校に進学せず、就職した場合であっても高等学校進学とみなし、所定の支援金を支給する。

3. 第3条第 1 号および第 2 号の事由により子女養育支援金を受しようとする社員は、その事由が発生した際には会社に対し、所定の様式をもって遅滞なく届出しなければならない。

4. 前項の報告の際、必要に応じ、在学証明などの書類添付を求めることがある。なお、その証明書等の提出がなされない場合には支援金を支給しないことがある。

5. 支給は給与口座への振込により行う。

付 則

この規程は平成 年 月 日より施行する。